

# 久喜市商工会冷凍自動販売機運営要領

## (目的)

第1条 久喜市商工会冷凍自動販売機運営要領（以下「運営要領」という。）は、久喜市商工会（以下「商工会」という。）の設置する冷凍自動販売機（以下「自販機」という。）内において、特産物等を販売する自販機について、必要な事項を定め適正な運営に資することを目的とする。

## (冷凍自販機)

第2条 自販機は、衛生管理が徹底された調理施設で製造又は加工された商品（食品）を販売することにより、消費者の信頼と事業者の売上向上を支援することにより、商工業の振興に寄与するものとする。

## (運営組織)

第3条 自販機の運営は、久喜市商工会商業部会（以下「商業部会」という。）により実施する。

2 自販機の運営に関する責任者は商業部会長（以下「部会長」という。）が務め、管理運営人を久喜市商工会鷺宮支所内（以下「鷺宮支所」という。）に配置する。管理運営人は、鷺宮支所で従事する事務局が兼ねることができる。鷺宮支所の業務時間等については、下記の通りである。

住 所：埼玉県久喜市鷺宮4-8-8

電 話：0480-58-1202 FAX 0480-58-2227

業務時間：午前8時30分～午後5時15分

休業日：土日祝祭日、年末年始

第4条 商品出品者（以下「出品者」という。）は、久喜市商工会の会員事業所であり、かつ、本運営要領を遵守できるものとする。

## (出品できる商品及び制限)

第5条 自販機で販売できる商品（以下「商品」という。）は、出品者が自ら生産又は加工し、冷凍したものとする。ただし、自販機を利用する消費者のために、必要と判断した商品については、他の出品者に影響のない範囲で仕入れることができる。

2 商品は、食品衛生法（昭和29年法律第233号）上、認められたものとする。

3 加工食品等で営業許可を必要とする商品を出品する者は、加工食品営業許可証等を提示するとともに、食品営業賠償共済又はPL保険等に加入しなければならない。

4 販売品目は、1事業所1品目とし、自販機の1ストッカーに収納できる数までとする。

5 自販機の商品として相応しくないと部会長が判断した場合は、販売することが出来ないものとする。

## (補充・納品時間)

第6条 商品の補充は、原則として鷺宮支所の業務時間内とする。

2 補充手続きの際、補充に関する行為等については、管理運営人の指示に従うこととする。

## (補充・納品方法)

第7条 出品者は、自販機にて販売することが出来る梱包を自ら行い、冷凍された状態で補充するものとする。

2 商品には、お問合せ先、調理方法の他、原料原産地表示制度に基づいた原材料表記などを表示しているものとする。

3 有機農法やEM農法で採れた野菜などを原料として表示する者は、証明する書類等をあらかじめ部会長に提出し、内容を明記したものを商品に添付することができる。

4 商品についてのこだわり、作り方、食べ方等の「売り文句」及びキャッチフレーズ等をPRしようとする出品者は、その内容を明記したものを商品に添付することができる。

(販売方法及び販売手数料)

第 8 条 販売方法は委託販売方式とし、販売手数料は別表 1 の通りとする。別表 1 の販売手数料については、自販機の維持管理に必要な経費を勘案し、必要に応じて変動するものとする。ただし、販売手数料を変更する場合には、商業部会幹事会において決定するものとする。

2 1 回に申請できる期間は 1 期間とし、原則として商品は総入れ替えとする。ただし出品申請者が足りない場合には、継続して出品することが出来るものとする。

3 希望者が多数の場合には、季節や商品の属性を考慮し、商業部会にて決定するものとする。

4 荷姿は常に消費者の立場に立って考え、買いやすい荷姿に努めるものし、商品については、衛生的に取り扱うこととする。

5 販売可能な荷姿のサイズは、幅 150～230mm×奥行 100～15mm×高さ 41～51mm とする。

6 賞味期限は、原則として 30 日以上のものとする。

(商品の価格)

第 9 条 商品の価格は、出品者が市場価格等を調査・研究し、出品者自らが決定するものとするが、不当に市場価格等と格差があると判断した場合は、部会長が指導又は助言を行うことができるものとする。

2 商品の本体販売価格の単位は 100 円単位とするが、出来る限り 1,000 円 (税込) で設定するのが望ましい。

(販売代金の精算)

第 10 条 商品の販売代金精算については、自販機の販売管理データにもとづき清算するものとし、納品・回収の数量を判断としない。

2 販売代金の精算は、原則として毎月 1 回行うこととし、次に掲げる手続きより各出品者の指定口座に別表 1 の販売手数料を差し引き、振り込むものとする。また振込手数料が発生する場合は、出品者負担とし、差し引いて支払うものとする。

3 毎月月末締めとし、翌月 10 日に支払うものとする。

4 商工会による過失において、商品が破損及び紛失した場合には、販売価格に基づき全量を補償し、代金清算時に支払うものとする。

(申請方法)

第 11 条 出品を希望する場合は、別表 2 の申請期限までに、冷凍自販機委託販売申請書に必要事項を記入の上、久喜市商工会本・支所に申請し、商業部会の承認を受けなければならない。

(残品の引き取り)

第 12 条 加工品及び食品は、消費期限又は賞味期限を出品者が自分で明記することとし、消費期間の半分を経過した商品については、引き取るものとする。

2 残品の確認は、運営人に問合せ販売管理データにて確認を行うこととする。運営人からは、各出品者に連絡しないものとする。ただし売り切れ等商品の欠品がある場合には、その都度連絡するものとする。

3 残品の引き取り時間については、久喜市商工会鷺宮支所の業務時間内に、各出品者の責任において、引き取るものとする。

4 所定の期間内に引き取らない商品は久喜市商工会鷺宮支所が処分するが、処分料を徴収するものとする。処分料は、数量に関係なく 1 回につき 1,000 円とし、現金又は商品販売代金精算時に差し引くものとする。

5 残品の引き取りの注意を受けた者が指示に従わない場合は、部会長の判断により、出品停止処分の対象とし、対象者へは文書で連絡するものとする。

(事故及び苦情等の処理)

第 13 条 商品の苦情又は返品については、出品者が責任をもって対処することとする。また出品者の過失により消費者(商品購入者)に損害等を与えた場合にも、出品者が責任を負うものとする。

2 商工会による過失があった場合を除き、自然災害及び停電等による商品の毀損及び紛失等は、原則として出品者の負担とする。

3 商品の補充及び、引き取りの際、出品者の過失により自販機を破損した場合には、修復にかかる費用の全額を出品者が負担する。

(処分)

第 14 条 商品に対し、事故又は苦情があった出品者については、部会長から注意又は改善勧告を行い、改善等の対処が見られないと判断したときは、部会長の判断で販売停止等を文書によって行うものとする。

2 出品者が自販機の目的に反する行為を行ったときは、部会長の判断により改善勧告を行う。それでも改善されないときは、部会長の判断により出品停止等の処分を文書によって行うものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めがなく、自販機の運営に関する問題等が生じた場合は、商業部会幹事会で協議の上、決定するものとする。

(附則)

この運営要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表1 冷凍自動販売機委託販売手数料

期 間 令和4年7月1日～ 令和5年3月31日

基準金額	手数料率
売上金額 (商品販売データ基準)	5% (1円未満切り捨て)

※令和5年4月1日以降の手数料率については、令和4年度の維持管理の実績を勘案し、商業部会幹事会にて決定する。

別表2 販売期間及び申請期限

期 間 令和4年7月1日～ 令和5年3月31日

申請期限	販売期間
7月15日	8月1日 ～ 9月30日
9月15日	10月1日 ～ 11月30日
11月15日	12月1日 ～ 1月31日
1月15日	2月1日 ～ 3月31日

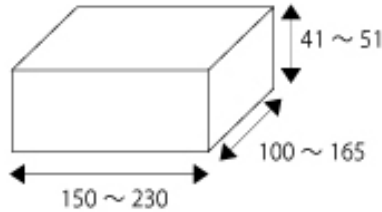
※1 期日が鷺宮支所閉館日にあたる場合には、申請期限は業務日前日とし、販売期間は業務日翌日とする。

※2 令和5年4月1日以降の販売期間については、自販機の稼働を勘案して、商業部会幹事会にて決定する。

申請日 令和 年 月 日

久喜市商工会商業部会長  
様

## 冷凍自動販売機委託販売申請書



(販売可能商品サイズ)

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

久喜市商工会冷凍自動販売機運営要領の内容に同意し、委託販売を申請いたします。

## 1. 販売希望期間

希望箇所に ○印	申請期限	販売期間
	7月15日	8月1日 ~ 9月30日
	9月15日	10月1日 ~ 11月30日
	11月15日	12月1日 ~ 1月31日
	1月15日	2月1日 ~ 3月31日

## 2. 出品品目

品 名	価格(税込)	賞味期間(日数)
		日間

## 3. 振込指定口座

銀行名				銀行					支店
フリガナ									
口座名義									
預金種類		預金	口座						
口座番号			番号						